

教員が担うべき業務（学習指導、生徒指導）に関する

業務の役割分担・適正化に関する具体的な論点

◆これまでの議論の整理

- 我が国の学校教育は、高い専門性を有する教員が子供の状況をきめ細やかに把握・指導するという献身的な取組を行うことで、高い成果を上げてきたところである。その一方で、教員勤務実態調査（平成28年度）の速報値によって、長時間勤務について看過できない深刻な状況であることが明らかとなった。
- しかしながら、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成するためには新学習指導要領等を確実に実施していくことが必要不可欠である。そのためには、教員が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことのないよう、執務環境を整備し、これまで以上に、研鑽や授業準備等の時間を確保し、教員が本来担うべき業務である、授業・学習指導、学級担任等の学級経営、生徒指導等に専念できるようにすべきである。
- このような状況を踏まえ、業務の範囲が拡大し続けている学校や教員の業務を軽減することにより、持続可能な勤務環境を整備することが必要である。
- そのため、第3回と第4回においては、教員の中心的業務と考えられる学習指導や生徒指導以外の業務を中心に、業務量、地方自治体での取組、諸外国の例等を踏まえ、役割分担等について特に具体的に検討すべきと考えられる11の業務について議論を行ったところである。

◆今回の議論の視点

- 勤務実態調査（平成28年度）の速報値を踏まえると、教員の勤務時間は授業に加え、教員が本来担うべき授業準備、生徒指導等に多くの時間を割かれていることから、これらの業務についても議論の俎上にのせ、「業務の役割分担・適正化」を図っていくために、どのような取組が必要かについて検討する。
- 業務遂行に当たっては、学校に対して様々な計画の策定や対応するための組織整備が求められる場合もあり、その在り方も併せて検討する。

(1)	授業準備	3
(2)	学習評価や成績処理	5
(3)	学校行事等の準備・運営、地域行事等への参画等	8
(4)	進路指導	12
(5)	支援が必要な児童生徒・家庭への対応	15

- ※ 「諸外国の状況」に関する出典は、国立教育政策研究所 学校組織全体の総合力を高める教職員配置とマネジメントに関する調査研究報告書（平成29年3月）。 「諸外国の状況」のうち「星」はシンガポール。
- ※ 「教職員の従事率・負担感率」に関する出典は、教職員の業務実態調査（平成26年度）。

(1) 授業準備

1. 背景

(i) 法的根拠 学校教育法 等

- 学校教育法第37条第11項

教諭は、児童の教育をつかさどる。

- 学習指導要領（総則）

「学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。」

(ii) 関係通知等

- 学習指導要領解説

(iii) 諸外国の状況

（教材研究について） ○：米・英・中・星・仏・独・韓

- 教員が担当する。

（教材準備（印刷や物品の準備）について）

×：英、○：米・中・星・仏・独・韓

- 【英】 Teaching Assistant が担当する。教室内の掲示物や提出物の整理も Teaching assistant の仕事である。
- 【星】 教員が担当する。但し、市販の教材を使う場合が多く、また印刷物も印刷係の事務員に頼めば良い。

2. 業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 効果的で教員に過度な負担がかからない教材準備のためには、教材や指導案の共有化を促進することが考えられる。
- 児童生徒の状況等に応じて、必要な教材や指導案は異なることが考えられるため、どこまで共有化を図ることができるかが課題。
- 教材研究や指導案の作成は教員が担うべき業務であるが、授業準備に関する業務のうち、授業で使用する教材等の印刷や物品等の準備のような補助的

業務は教員以外のサポートスタッフに任せたうえで、教員がその業務を監督することも考えられるのではないか。また、授業準備のための業務のうち具体的にどの範囲までサポートスタッフに任せることが可能か。

3. 自治体での取組例

- 教育センターにおいて、デジタルコンテンツをはじめとした各教科等の教材の共有化を図っている。(岐阜県)
- 副校長や教員の負担を軽減することを目的として、職員室における事務的な業務（印刷、電話対応等）をサポートする非常勤職員を配置。
- 理科の授業における実験や観察等について、授業中の支援に加え、実験の準備・片付けや教材開発の支援を行う理科支援員を配置。

4. これまでの主な意見

- 教材について、教員が固有のものを作ることが必要な場面もある一方で、教材の共有が有効であり、共有するデジタル教材のコンテンツセンターなどの整備が有効。
- 教材準備については、子供の実態に合わせてどう使うかというような教材研究は必要だが、指導案やワークプリントの共有化により負担が軽減できる。
- 理科支援員を始めとした学習支援員がいれば、教員は子供の指導に対してより多くの時間を確保することができる。
- ティーチングアシスタントのような、教員が簡単な業務を任せられる人的な配置があれば、教員は教材準備により集中できると考えられるため、教員補助職員を充実させていくべき。

(参考) 教職員の従事率・負担感率

[教材研究、教材作成、授業（実験・学習）の準備]

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	99.3%	98.5%	55.8%	43.4%
負担感率 %	21.0%	21.0%	13.0%	15.9%

(2) 学習評価や成績処理

1. 背景

(i) 法的根拠 学校教育法施行規則、学習指導要領

- 学校教育法施行規則第24条、第28条第1項第4号、学習指導要領
観点別（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）に評価を実施するとともに、指導要録を作成。
- 学校教育法施行規則第57条、第58条
児童生徒の平素の成績を評価し、各学年の課程の修了、卒業の認定を行う。

(ii) 関係通知等

（成績処理に関する業務）

- 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）（平成22年5月）
「文部科学省において、「報告」を受け、各学校における学習評価が円滑に行われるとともに、各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、学習評価を行うに当たっての配慮事項、指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録の作成に当たっての配慮事項等を別紙1～6のとおりとりまとめました。」
〔別紙1〕 小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等
〔別紙2〕 中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等
〔別紙3〕 高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等
〔別紙4〕 各学校における指導要録の保存、送付等に当たっての配慮事項
〔別紙5〕 各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨（小学校及び特別支援学校小学部並びに中学校及び特別支援学校中学部）
〔別紙6〕 各教科の評価の観点及びその趣旨（高等学校及び特別支援学校高等部）

(iii) 諸外国の状況

（成績情報の管理について） ×：英、△：中、○：米・星・仏・独・韓

- 【英】 教員及びTeaching Assistant及びサポートスタッフが担当する。
クラス内での小テストのような日常的なテストや作品等の評定などの入力はTeaching Assistantやその他のサポートスタッフが行う。その他、全国テストや全校規模のテストなどは業者等と契約して、入力及びデータ分析な

どまでしてもらう。教員は分析されたデータから子供の学習状況を検討し、その後の指導を検討する。

- 【中】 事務職員（教導処）が担当する。教員が事務職員として関与する場合がある。その際担当する授業数は業務負担の観点から調整される。

(試験問題の作成、採点、評価について) ○：米・英・中・星・仏・独・韓

- 【星】 教員が担当する。試験問題の作成については、連携校と協力したり教育関係の出版会社から購入したりしても良い。

2. 業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 学習評価について、観点別評価や、学習成果だけでなく学習過程も重視する評価が行われているが、効果的で教員に過度な負担をかけないための評価とするためには、どのような改善が考えられるか。
- 学習評価に係る事務作業の負担軽減を図るため、校務支援システム等、ICTの活用を図っている教育委員会も増加している。
- 学習評価や成績処理等に関する業務として、定期テストの問題作成・採点、通知表・調査書・指導要録の作成などがあり、これらの業務は教員が担うべき業務であるが、他方、提出物や宿題の確認、簡単な漢字・計算ドリルの丸付けなどの補助的業務は教員以外のスタッフに任せたうえで、教員がその業務を監督することも考えられるのではないか。また、具体的にどの範囲まで教員以外のスタッフに任せることが可能か。

3. 自治体での取組例

- 統合型校務支援システムを導入し、観点別評価や評定の算出等の処理をICTを活用して実施。

(参考) 統合型校務支援システムの導入率

- ・ 小学校：41.8%
- ・ 中学校：41.6%

4. これまでの主な意見

- 学習評価については、一人一人の子供たちの力をどう見取るかということの重要性が増している。指導と評価の一体化のもと、ノートやプリントの精

査という形で業務が増えているが、評価分析については、学力学習状況調査のように、外部のシステムを活用することも考えられる。

- 成績処理については、学校ごとに採点の基準が異なるため、学校によって時間数に差がある。採点や評価の基準について、明文化・共有化することで業務負担の軽減につながると考えられる。
- 校務支援システムの導入で、学年末評価（通知表）と指導要録を連動させること等により、学校事務の効率化を図ることが重要。
- 都道府県単位での統合型校務支援システムの導入を推進していくことが重要である。システムを円滑に運用するためには、導入にあたっての研修とヘルプデスクの設置が必要である。

(参考) 教職員の従事率・負担感率

[テスト問題の作成、採点]

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	86.6%	93.9%	25.7%	33.0%
負担感率 %	40.4%	45.1%	20.3%	26.2%

[成績一覧表・通知表の作成、指導要録の作成]

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	93.5%	90.6%	44.5%	48.7%
負担感率 %	65.2%	63.2%	28.6%	31.3%

(3) 学校行事等の準備・運営、地域行事等への参画等

1. 背景

(i) 法的根拠 学習指導要領

<学校行事の準備及び運営>

● 学習指導要領（特別活動）における規定の趣旨

- ・学校行事は、全校又は学年の児童で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、集団や社会の形成者として求められる資質・能力を育成することを目指すものである。

儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、遠足（旅行）・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事といった各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるようになるよう指導する。

(留意事項)

- ・学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てる。
- ・児童生徒や学校、地域の実態に応じて、行事の種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、各行事の趣旨を生かした上で、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施することとし、年間・学期・月ごとに適切な授業時数を充てる。

※ 学校行事（特別活動）として行うもののほかに、生活科、社会科、理科、総合的な学習の時間などにおいて、学習内容によって校外での学習を行うことがある。

<地域行事等への参画等>

教育基本法、社会教育法等において、学校・家庭・地域の連携の重要性について規定しているが、教職員の職務として地域の行事への参画や協力について規定しているものはなく、時間外勤務としていわゆる超勤4項目に該当しない地域の行事への参加等を命じることはできない。

(ii) 関係通知等

- 小学校学習指導要領解説（特別活動）
 - ・学校行事として実施する長期にわたって宿泊を伴う体験的な活動においては、目的地において教科の内容にかかわる学習や探究的な活動を効果的に展開することも考えられる。その場合には、教科等や総合的な学習の時間などの学習活動を含む計画を立て、授業時数に含めて扱うなど、柔軟な年間指導計画の作成について工夫するよう配慮するとともに、宿泊施設を活用した野外活動を盛り込むなどの工夫をする。具体的には、外国語を集中的に学習する「イングリッシュキャンプ」、実際に星空や地層等の観察を行う自然教室、農林水産業施設の見学学習などの実施が考えられる。
 - ・各学校においては、学校行事の目標を達成するにふさわしい個々の行事を種類ごとに精選したり、それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、各種類に教育上必要とされるものに精選したりすることが大切である。また、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図るなど学校の創意工夫を生かして実施する必要がある。
 - ・小学校 6 年間や各学年の 1 年間を見通した計画を立てることとし、特定の時期に行事が集中するがないように配慮する。また、活動の内容については、多過ぎたり、高度なものを求め過ぎたりして、児童の負担が過重にならないように、児童の発達の段階や行事の内容などについては十分留意する。
(いずれも中学校において同旨)

(iii) 諸外国の状況（運動会、文化祭など）

○：米・英・中・星・独・韓 ×：仏

- 【米】 教員、事務職員、ボランティア等が担当する。運動会はほとんどない。
- 【中】 管理職、教員、学校内の少年先鋒隊や中国共産主義青年団の指導員や共産党组织などが担当する。教員が指導員や共産党组织の人員として関与する場合がある。
- 【韓】 教員、補助員が担当する。近年は、民間のイベント会社にアウトソーシングする場合もある。

2. 業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 学習指導要領においても学校行事の重点化や精選などが規定されており、各学校においてこれまでにも重点化や精選がなされてきた。

(参考) 学校行事の実施状況（年間授業時数）

[小学校第5学年]

単位は単位時間であり、小学校では45分

	40以下	41~49	50~59	60~69	70以上
平成17年度（実績）	14.5%	19.1%	25.8%	20.8%	19.7%
平成27年度（計画）	18.1%	19.5%	25.0%	20.5%	16.8%

[中学校第1学年]

単位は単位時間であり、中学校では50分

	40以下	41~49	50~59	60~69	70以上
平成17年度（実績）	31.9%	19.5%	18.5%	13.0%	17.0%
平成27年度（計画）	45.8%	19.9%	15.1%	9.5%	9.0%

(出典) 教育課程の編成・実施状況調査

- 現在の子供たちは、自然体験や社会体験など実体験の不足し、成功体験に乏しく、自己肯定感が低いことが課題として指摘されており、集団的な体験活動を通して、人間関係形成、社会参画、自己実現に向けた資質・能力の育成を図ることは重要。
- 学校行事については、単に学校や地域の伝統であるからという理由で行事を継続するのではなく、児童生徒にどのような資質・能力を育成することが必要かという観点から精選することが必要。
- 学校行事を行うにあたっても、その準備等にも時間がかかり、教職員ほぼ全員で対応するなど教員に過度な負担がかかっている場合も多いことから、準備等の負担を軽減するためにはどのような対応が考えられるか。
- 学校行事における宿泊を伴う行事など通常の勤務時間外に及ぶことがあるが、これは超勤4項目の「学校の行事に関する業務」に従事する場合に該当するものの、教員の負担軽減の観点から適切な対応が必要。
- 学校行事以外の地域の様々な行事への参画や協力をすることは、学校と地域の連携・協働を深め、社会に開かれた教育課程を実現する上で意義があるが、教員の過重な負担にならないようにすることが必要。

3. 自治体での取組例

- 平成26年度において、全国の小学校の約6割で学校行事の更なる精選に取り組んでいるとしている。(全国連合小学校長会調べ)
- 平成28年度において、学校支援地域本部の約5割で、学校行事の運営に対する支援が行われている。(文部科学省調べ)
- 自然の中での長期宿泊活動を実施している学校では、指導員の任用、宿泊

活動中は2交代制で休憩時間を確保する、長期で家を空けることが難しい教員は宿泊体験を行う学年の担任にしないなどの工夫を行っている。学校行事・各教科・総合的な学習の時間などの教育課程の一部に位置づけて年間の総授業時数が増加しない形としている。(国立青少年教育振興機構調べ)

- 校内の組織として経営組織部を置くことを促進し、周年行事の準備等は一般的の教員ではなく経営組織部が担当している。(東京都)
- 運動会や学習発表会を地区の運動会や文化祭と共に企画・運営することで、行事の回数が減るとともに、子供たちが保護者以外の地域の大人と関わることにより、社会性が育まれている。(青森県黒石市)

(参考) 教職員の従事率・負担感率

[学校行事の年間計画の策定、各種行事の企画]

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	66.8%	58.2%	93.4%	94.5%
負担感率 %	33.3%	33.0%	13.2%	13.6%

[学校行事の事前準備、当日の運営、後片付け]

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	94.5%	92.7%	97.1%	93.9%
負担感率 %	32.5%	31.9%	18.8%	19.8%

[地域との連携に関する業務(地域行事への参加、児童生徒の引率)]

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	58.2%	49.1%	97.2%	93.5%
負担感率 %	52.3%	51.6%	39.7%	44.4%

(4) 進路指導

1. 背景

(i) 法的根拠

● 学校教育法

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一～九 （略）

十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 （略）

二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。

三 （略）

● 学校教育法施行規則

第七十一条 中学校には、進路指導主事を置くものとする。

2 （略）

3 進路指導主事は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第一百四条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十七条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

● 中学校學習指導要領（総則）

・ 第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のはか、次の事項に配慮するものとする。

（4）生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。

● 高等学校學習指導要領（総則）

・ 第1章 総則

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

以上のはか、次の事項について配慮するものとする。

（2）学校の教育活動全体を通じて、個々の生徒の特性等の的確な把握に努め、その伸長を図ること。また、生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、ガイダンスの機能の充実を図ること。

（4）生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること。

(ii) 関係通知等

- 中学校キャリア教育の手引き（平成 23 年 3 月）
- 高等学校キャリア教育の手引き（平成 24 年 2 月）

(iii) 諸外国の状況

（進路指導・相談）

×：仏、△：米・独、○：英・中・星・韓

- 【仏】 進路指導心理専門員（COP）が担当する。
- 【米】 カウンセラー、教員、スクールサイコロジストが担当する。基本的にはカウンセラーの役割となるが、教員が全く関わらないというわけではない。
- 【独】 教員が担当する。学校周辺の労働局の就職助言センター等が担い、センター職員が学校訪問をすることも多い。

2. 業務の適正化・役割分担等に関する現状・課題

- 進路指導（進学・就職）は教員が行うべきか。特に、高等学校においては、生徒への指導に加えて、多岐にわたる大学等の進学先や企業等の就職先の把握や推薦の獲得等に関する負担が多くなるが、教員以外の者との役割分担についてどのように考えるか。
- 教員以外の者が行うべきとした場合、受け皿となる者はどのような者が適切か。その場合、教員は進路指導に関与する必要はないとしてよいか。
- 進学や就職の際に作成する書類作成や申請手続き等の業務について、改善が考えられるか。

3. 自治体での取組例

- 高校生の就職については、ハローワークのジョブ・サポートや就職支援員等の専門人材を活用し、求人開拓やデータ収集、面接指導や職場定着等支援、学校担当教員へのアドバイスなどを実施。
- 入学者選抜の際に県内の中学校が作成する書類の様式を県教育委員会が作成し、配布している。（岩手県等）※資料 3 参照
- 全ての県立高校が受付のために 1 か所に集まる一括受付日を設定し、その場で全ての県立高校に出願できる体制をとっている。（山梨県等）※資料 3 参照

4. これまでの主な意見

- 中学、高校でとても負担が大きい。生徒のことによく知る担任の教員等が寄り添うことも必要だが、教員の専門性の枠外とも言える仕事ではないか。キャリアカウンセラーや受験指導の外部人材が学校を訪問・相談にのれるようにしていくべきではないか。

(参考) 教職員の従事率・負担感率

[生徒指導、進路・就職指導等に関する関係機関との連携]

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	48.4%	72.3%	86.5%	87.5%
負担感率 %	37.3%	37.4%	19.5%	18.5%

[進路指導に関する業務（進路先データの収集、連絡調整、進路説明会等への参加）]

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	18.2%	55.8%	33.0%	47.5%
負担感率 %	36.6%	36.5%	17.5%	18.0%

[進学・入試に関する業務（調査書・受験書類の作成・点検、合否確認）]

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	19.1%	57.1%	32.3%	71.9%
負担感率 %	50.0%	45.3%	12.0%	19.5%

[進路相談、保護者進路説明会の開催]

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	14.8%	52.8%	28.7%	49.5%
負担感率 %	34.1%	36.1%	10.8%	15.4%

(5) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- (1) いじめ
- (2) 不登校
- (3) 自殺
- (4) 暴力行為・非行行為
- (5) 貧困・児童虐待
- (6) 障害
- (7) 外国人

1. 背景

(いじめ)

○法的根拠

● いじめ防止対策推進法

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 (略)

2 (略)
3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一・二 (略)

○関係通知等

● 児童生徒の教育相談の充実について（通知）（平成 29 年 2 月）

- ・学校内の関係者が情報を共有し、教育相談にチームとして取り組むため、既存の校内組織を活用するなどして、早期から組織として気になる事例を洗い出し検討するための会議を定期的に実施し、解決すべき問題又は課題のある事案については、必ず支援・対応策を検討するためのケース会議を実施することが必要であること。
- ・児童生徒の教育相談の充実について（概要）～学校の教育力を高める組織的な教育相談

体制づくり～（平成29年1月、教育相談等に関する調査研究協力者会議）より抜粋

【SC及びSSWの職務内容】（SC：スクールカウンセラー、SSW：スクールソーシャルワーカー）

（不登校、いじめ等を学校として認知した場合又はその疑いが生じた場合、災害等が発生した際）

<SC>

- ・児童生徒及び保護者への助言・援助：個別の児童生徒へのカウンセリングや、授業観察等を行い、心理的課題及び健康面の課題に関し、状況や要因を把握し、支援方法について立案
- ・教職員や組織に対するコンサルテーション：強いストレスを受けたときに起る心や体の変化の受け止め方、ストレスチェックなどストレス対処法について教員へ助言

<SSW>

- ・児童生徒及び保護者との面談及びアセスメント：児童生徒や保護者等との個別面談、家庭訪問、地域からの聞き取り等をもとに、アセスメントを行い、支援計画を立案
- ・事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援：児童生徒の最善の利益のために教職員と共にチーム体制の構築を行い、福祉的な観点から支援策を立案

【学校及び教育委員会における体制の在り方】

○学校における教育相談体制の在り方について

・校長の役割

学校のリーダーとして教職員、SC及びSSWが一体となった教育活動を行うとともに、学校全体の児童生徒の状況及び支援の状況を一元的に把握し、校内及び関係機関等との連絡調整等を行い、児童生徒の抱える問題の解決に向けて調整役として活動する教職員を教育相談コーディネーターとして配置・指名し、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築することが必要等

・養護教諭の役割

養護教諭は、全児童生徒を対象に、経年的に児童生徒の成長・発達に関わっており、様々な課題を抱えている児童生徒と関わる機会が多いため、健康相談等を通じ、課題の早期発見及び対応に努めることが重要等

・学級担任・ホームルーム担任の役割

児童生徒の課題を少しでも早く発見し、課題が複雑化、深刻化する前に指導・対応できるよう、学級担任及びホームルーム担任には児童生徒を観察する力が必要等

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について（通知）（平成29年3月）

（不登校）

○関係通知等

- 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）（平成28年9月）

・学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、「児童生徒理解・教育支援シート（試案）」を作成することが望ましい。

- 児童生徒の教育相談の充実について（通知）（平成29年2月）（再掲）

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針の策定について（通知）（平成29年4月）

・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成29年3月31日文部科学大臣決定）より抜粋

①個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進

（イ）組織的・計画的な支援

また、学校は不登校児童生徒に対し、原則として当該児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、必要に応じ、福祉、医療及び民間の団体等の関係機関や関係者間と情報共有を行うほか、学校間の引継ぎを行なうなどして継続した組織的・計画的な支援を推進する。その際、学校は当該児童生徒や保護者と話し合うなどして「児童生徒理解・教育支援シート」等を作成することが望ましい。

(自殺)

○法的根拠

● 自殺対策基本法

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 (略)

2 (略)

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん 養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

○関係通知等

● 子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（通知）（平成 22 年 3 月）

- ・校長、教頭、上記担当者に、スクールカウンセラーや関係する教職員を加えた「校内危機管理チーム会議」（チーム会議）を編成し、随時開くことをお勧めします。直後は対応のほうが優先しますので、すぐには集まれないかもしれません、職員会議とチーム会議を合わせて 1 日 3 回※を目安にしてください。教職員の食事や休憩にも留意しつつ、力が発揮できる環境を整えてください。
- ・チーム会議や職員会議はなかなか集まることが難しいため、学校全体の方針や報道対応、保護者会、遺族への対応などは、校長を中心とする幹部教職員などによる「本部」で協議し、決定することになります。
- ・ケアの詳細は、養護教諭、教育相談担当者、スクールカウンセラー、学年主任、関係する担任や部活動顧問などによる「ケア会議」を 1 日 1 回※以上開き、統括してください。もちろん、重要事項は本部でも把握しておきます。

● 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（通知）（平成 26 年 7 月）

（基礎調査）

- ・自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、事案発生（認知）後速やかに着手する、全件を対象とする基本となる調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの。
- ・設置者の指導・支援のもと、基本調査の主体は学校を想定。

（詳細調査）

- ・基本調査等を踏まえ必要な場合に、心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行われる、より詳細な調査。事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指す。
- ・調査の主体は、学校又は学校の設置者が考えられる。公立学校における調査の主体は、特別の事情がない限り、学校ではなく、学校の設置者とする。

● 児童生徒の教育相談の充実について（通知）（平成 29 年 2 月）（再掲）

（暴力行為・非行行為）

○関係通知等

● 青少年非行防止に関する学校と警察との連絡の強化について（通知）（昭和 38 年 10 月）

- ・学校と警察との連絡の強化については、地域の実情に即して、学校と警察署との協議により、具体的な方途を講ずる必要があるが、この場合、個々の非行事例について警察との連絡を密にする方法を講ずるほか、たとえば、学校警察連絡協議会、補導連絡会等の

青少年の非行防止に関する組織を設け、これらの組織を通じて非行防止に関する情報の交換、非行防止計画の策定等につき警察と協同して行なうことが望ましいと考えられること。

- 児童生徒の健全育成に向けた学校等と警察との連携の強化について（通知）（平成9年12月）
- 少年の問題行動等への対応のための総合的な取組の推進について（通知）（平成13年4月）
 - ・「心」の問題への適切な対応を図るとともに社会性を育む教育を展開する観点から、スクールカウンセラー等の拡充、体験活動の充実を図ること。
 - ・各地域においては、関係者のネットワーク作りを推進するとともに、問題行動の個々の状況に応じサポートチームを機動的に組織すること。
 - ・教育委員会及び学校においては、問題行動への対応に関する自己点検・自己評価を行うこと。
- 学校と警察との連携の強化による非行防止対策の推進について（通知）（平成14年5月）
- 連續して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について（通知）（平成27年3月）
 - ・学校においては、学校警察連絡協議会等の枠組みを通じ、警察と連携し、非行防止や犯罪被害防止等に関する情報を積極的に交換し、協働して取り組むべき具体的措置について協議を行い、これを計画的に実施するなどの取組が行われてきたところであり、これを一層促進すること。
- 児童生徒の教育相談の充実について（通知）（平成29年2月）（再掲）

（貧困・児童虐待）

○法的根拠

● 児童福祉法

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第八項に規定する保護延長者（次項において「延長者等」という。）を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

● 児童虐待の防止等に関する法律

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 (略)

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2・3 (略)

● 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 (略)

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

第二十九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

○関係通知等

● 子供の貧困対策に関する大綱（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）

・貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、総合的な子供の貧困対策を展開する。
・児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図る。特に、学校を窓口として、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、地方公共団体へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図る。

また、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置推進を図る。

さらに、一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実する。

- 生活困窮者自立支援制度に関する学校や教育委員会等と福祉関係機関との連携について（通知）（平成 27 年 3 月）
- 平成 28 年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（通知）（平成 28 年 10 月）
- 児童生徒の教育相談の充実について（通知）（平成 29 年 2 月）（再掲）

(障害)

○法的根拠

● 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない

者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

● 発達障害者支援法

(教育)

第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であつて高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに専修学校の高等課程に在学する者を含む。以下この項において同じ。）が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと、個別の教育支援計画の作成（教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成をいう。）及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講じるものとする。

● 学習指導要領（総則）

（※特別支援教育に係る「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成）

- ・ 第1章 総則

第4 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

○関係通知等

● 特別支援教育の推進について（通知）（平成19年4月）

- ・ 各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。
- ・ 特別支援学校においては、児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。
また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

- 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）（平成25年10月4日）
- 発達障害を含む障害のある児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン（平成29年3月）

(外国人)

○関係通知等

- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）（平成26年1月）
 - (1) 日本語指導を受ける児童生徒が在学する学校は、個々の児童生徒の日本語能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し、学習評価を行うこと。
また、指導計画は、児童生徒の日本語の習得状況を踏まえ、定期的に見直すことが望ましいこと。
 - (2) 指導計画の様式は、各地域の実情等に応じて定めるものとし、指導計画とその実績は学校設置者に提出すること。
- 外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について（通知）（平成24年7月）

「…外国人の子どもの就学機会の確保に一層努められるようお願いします。」
※外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合、受け入れなければならない。（一義的には、学校設置者の義務。）

(iii) 諸外国の状況

（課題のある児童生徒への個別指導、補習指導）×：英、○：米・中・星・仏・独・韓

- 【英】 Teaching Assistant, Learning Mentorなどのサポートスタッフが担当する。
(問題行動を起こした児童生徒への指導) ×：独、△：米、○：英・中・星・仏・韓
- 【独】 スクールソーシャルワーカー、青少年局職員、教員、社会的教育士、警察などが担当する。他業種間の協働は、多様な権限関係が交錯するため難しい。
- 【米】 管理職、教員、カウンセラー、スクールサイコロジスト (school psychologist) が担当する。問題行動に限らず、何かしらのニーズが必要な児童生徒への指導の前提として、スクールサイコロジストによる診断が行われ、どのような介入をしたらよいのかについての情報が共有されることがある。教室での問題行動については、教員が認識して、他の職員に引き渡すことがある。

（カウンセリング、心理的なケア）×：米・英・独・韓、○：中・星・仏

- 【米】 カウンセラーが担当する。
- 【英】 Learning Mentor等のサポートスタッフが担当する。症状により、カウンセラーや福祉士等によるケアがある。このような職種が学校にいる場

合（学校の必要に応じて）もあるが、多くの場合は、地方当局により学校の要請に応じて派遣される。

- 【韓】 専門相談教諭、学校専門相談士、社会福祉士などが担当する。

（欠席児童への連絡） ×：米・英・仏、○：中、星、独、韓

- 【英】 サポートスタッフ（家庭への連絡担当を職務とするスタッフ。名称は様々、例えば Home-School liaison officer や Parent Support Adviser など）が担当する。
- 【仏】 小学校は教員が、中学校は生徒指導専門員（CPE）が担当する。

（家庭訪問） ×：米・英・星・仏・独・韓、○：中

- 【中】 学級担任が担当する。
- 【米】 ソーシャルワーカー、コーディネーター、管理職、教員、事務職員、カウンセラー、スクールサイコロジスト等が担当する。事項によって、保護者に対応する教職員が異なることが多い。一般的に、教員が家庭を訪問するということはほとんどなく、学校に保護者に来てもらうという形をとることが多い。職務として、家庭を訪問する役割を担っているのは、ソーシャルワーカーであり、家庭と学校の橋渡しの役割を担う。

2. 業務の適正化・役割分担等に関する現状・課題

- 支援が必要な家庭・児童生徒への対応についての教員と専門家との役割分担については資料4のとおり。
- スクールカウンセラー等の専門家については、1校あたり週数回程度の配置状況であり、常勤的勤務ではないため、十分な対応に課題がある。
- 個別の教育課題に対して、計画的かつ組織的に実施する観点から、指導計画や児童生徒理解・教育支援シート等の作成や校内組織の設置を求めているものについて、別個に作成する必要性と業務負担軽減の観点から、どう考えるか。
- 指導計画や児童生徒理解・教育支援シート等の簡素化を行った場合、実施の確認や把握との両立など実施した際の運用上の問題があるか。

3. 自治体での取組例

- 常勤的勤務のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と、非常勤的勤務のスクールポリスからなる専門的なスタッフを市内の小中学校現場に配置し、児童生徒と普段から関わりながら、学校を支援する体制を構築。
- 小学校におけるいじめや不登校等の諸問題への未然防止、早期解決を図るため、学級担任を持たない児童支援専任教諭を小学校に配置。
- 障害のある児童生徒について、就労支援コーディネーターの配置により、実習の受け入れ先等の情報を効率的に収集することで、進路指導担当の教員等の外部連携の負担が軽減され、他の業務に専念できる時間を増加。
- 日本語の初期指導において、域内に複数のセンター校を設置し、児童生徒の母語が分かる支援員や日本語指導ができる支援員を配置して、集中的に日本語指導を行う体制を構築。

4. これまでの主な意見

- 発達の問題として児童生徒の課題が発見されていく傾向がどうしてもあるため、基本的に教員が担わなければならない業務であるということを基軸として考えるべき。
- 例えば虐待のおそれがある家庭への対応等については、必ずしも教員が専門性があるわけではないが、教員が頑張っている、踏ん張っているのが現状。必ずしも教員だけがやらないといけないことではなく、専門家や学校教育外の関係部署との分担・連携を考えるべき。
- 教員だからこそ指導できる部分もある一方で、教員のみでは解決できない課題もあり、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが有効。
- 一番の課題は、インクルーシブ教育に対応する、発達上の課題に応じた指導の在り方。問題行動と発達上の課題は切り離せない現状もある。
- 特に、日常時における支援を要する児童生徒の専門的な支援がないことが学級担任の大きな負担を強いられており、積極的に専門的な支援が入るような仕組みが必要。
- コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の取組により、地域の人材に学習支援や生活支援に参画してもらうことが、今後重要な取組になる。

(参考) 教職員の従事率・負担感率

[児童・生徒の問題行動への対応 (時間外での家庭訪問、指導を含む)]

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	91.2%	93.3%	97.6%	95.5%
負担感率 %	55.8%	55.3%	39.2%	40.1%

[児童・生徒の指導に関する照会・回答]

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	58.9%	61.1%	91.0%	86.7%
負担感率 %	50.7%	51.3%	38.3%	38.8%

[特別な支援が必要となる児童生徒への対応]

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	91.2%	83.8%	95.5%	87.9%
負担感率 %	35.2%	36.0%	26.8%	25.0%

[児童・生徒、保護者との教育相談]

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	88.4%	86.4%	90.5%	76.4%
負担感率 %	33.6%	31.7%	23.8%	20.7%

[保護者・地域からの要望・苦情等への対応]

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	75.3%	70.0%	99.2%	99.5%
負担感率 %	71.4%	71.1%	60.5%	63.5%

〔月末の統計処理（出席簿）や教育委員会への報告文書（いじめ・不登校・月例報告等）の作成〕

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	62. 6%	56. 6%	75. 6%	80. 0%
負担感率 %	57. 4%	57. 3%	36. 4%	41. 6%